

付添人プラクティス報告

～少年事件の現場から～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

<今月のテーマ>

否認事件における付添人活動

中学3年生による置き引きの事件。少年は被疑者段階で自白していたものの、家裁送致後、一転して否認するに至った。少年に被疑者段階で弁護士はついておらず、家裁送致後、初めて付添人がついた。付添人としてはどのような活動をすべきなのだろうか。

れた。本事件では、事前に少年の主張する事実経過、被疑者段階の捜査状況及び少年の立証方針について意見書を提出したとのことだった。

もちろんケース・バイ・ケースではあるが、全ての法律記録が家裁送致される少年事件においては、裁判官に対し、事前に少年側の主張、立証方針を積極的に示した方が非行事実の審理に資するのではないかと意見が多かった。

①まず、最初にやるべき付添人活動

非行事実を争う場合、すぐに調査官に連絡して、非行事実を争う旨を伝え、証人尋問など審理日程を調整する必要がある。

本事件の場合、少年は中学に通い、高校受験を控えていたので、身柄拘束期間を短くすべく、観護措置決定を取り消して、在宅事件として審理するよう求めていた。その後、重要証人の証人尋問が終わり、観護措置決定が取り消されることになった。非行事実を争う場合、観護措置期間の特別更新も考えられるので、身柄拘束期間についても十分な配慮をする必要があるとの意見があった。

②少年側の主張

非行事実の審理に際し、少年側の主張、立証方針をあらかじめ裁判官に示すべきか否かについて話し合わ

③証人尋問

証人尋問は、職権主義が採用される結果、先に裁判官が尋問し、付添人が補充的に尋問するといった流れが多いようである。本事件でも裁判官が先に尋問を行なったとのことだった。

裁判官が先に尋問する場合、供述調書の記載内容を確認するだけの尋問となる危険性もあり、先に付添人から尋問できるよう裁判官と協議すべきとの意見もあった。裁判官による尋問が不当なときは、異議（誘導尋問など）を出してもいいのではないかと意見もあった。

④証人とのあらかじめの面会

本事件の付添人は、尋問前に証人（同級生）と面会すべきかについて悩み、結局、面会しなかったとのことだった。これについては、事実関係や供述調書の記

載内容を確認し、尋問に備えるためにも面会した方がよかったのではないかと意見も出た。しかし、他方で、証人との面会により供述調書と異なる事実関係を聴取すると、後日、証人威迫、証拠隠滅と言われる危険性も高いので、証人（特に未成年）と面会する場合は、保護者を同席させるなどして、細心の注意を払う必要があるとの意見も出た。

⑤その他

少年事件では、非行日から家裁送致日まで期間が空くケースも多く、事実調査、証拠収集の難しさが指摘された。

また、非行事実を争いつつ、要保護性の減殺に向けた活動をするものの難しさについての報告があり、その他、抗告の問題についても話し合われた。

手持ち事件の相談・検討

●ケース1

共犯事件で、被害者から不当とまではいえないが高額の示談金の提案があった。主犯格の少年（及び両親）は全く資力がない状況である。かかる状況において、求償の見込みがないにもかかわらず、少年単独で示談金を払って示談した方がいいのか。

コメント 示談金額の相当性、少年（及び両親）の資力にもよるが、示談行為は被害回復を図るのみならず、少年の内省を深める効果もある。また、少年事件終了後、民事事件の余地を残すのは少年（及び家族）にとって好ましいことではない。よって、できるだけ示談が成立するように努力した方がいいのではないかな。

●ケース2

調査官が、少年に対し、悪印象を持っており、保護処分についての意見も悪く書かれるおそれが

ある。その場合、付添人としてはどのような行動を取ればいいのか。

コメント 調査官の理解を求める努力も大切だが、場合によっては、早期に裁判官と面接して、現状を説明し、理解を求める必要もある。

●ケース3

現在、少年は被疑者として勾留されているが、家裁送致後、観護措置されるものと見込まれる。しかし、少年は高校受験を控えており、観護措置決定が下ると高校受験ができなくなってしまう。何か良い方法はないか。

コメント 観護措置決定が出ないように、家裁送致日に意見書を提出し、調査官や裁判官と面会する必要がある。意見書には、願書や受験票など、受験日や実際に受験することが分かる資料を添付した方がいい。

注：手持ち事件の相談・検討におけるコメントは、出席者から出された様々な意見の一部を抜粋したものである。